

2026 年 9 月 28 日

各 位

東京都中央区京橋一丁目 6 番 1 号
株式会社アンビスホールディングス
代表取締役 CEO 柴原 慶一

吸収分割公告

当社は、吸収分割により、株式会社アンビスホールディングス西日本（本店所在地：東京都中央区京橋一丁目 6 番 1 号）に対して、医心館事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告いたします。

効力発生日は 2026 年 11 月 16 日であり、当社の株主総会の承認決議は 2026 年 11 月 13 日に予定しております。

記

1. 本吸収分割に反対され、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づき、株式買取請求権を行使される株主様は、本吸収分割の効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日（2026 年 11 月 15 日）までの間に、当社に対して、その旨、買取請求者（株主様）の氏名又は名称、住所、ご連絡先の電話番号、買取請求に係る株式の数、並びに、株主様の振替口座を開設している口座管理機関（証券会社等）の名称及び加入者口座コードを、以下の郵送先に書面（様式自由）により、ご通知ください。

また、ご通知に先立って、株主様の振替口座を開設している口座管理機関に対して、個別株主通知の申出の取次請求および株式買取請求に係る株式の以下の当社買取口座への振替申請の手続きを行っていただいたうえ、当該証券会社等から受領する個別株主通知受付票及び本人確認書類を上記の書面に添付し、ご通知いただきますようお願い申し上げます。

なお、2026 年 11 月 15 日までに当社指定の買取口座への振替を完了していただけない場合には、株式買取請求権を行使いただけないことになります。

具体的に振替に必要な期間は口座管理機関により異なりますので、お早めにご利用の口座管理機関にお問い合わせください。

（郵送先） 〒104-0031

東京都中央区京橋 1 丁目 6 番 1 号三井住友海上テプコビル 7 階
株式会社アンビスホールディングス 法務部

(当社買取口座)

振込先口座（買取口座）管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
口座名義人	株式会社アンビスホールディングス
当社の加入者口座コード	0028871548888800000000

2. 本吸収分割に反対され、会社法第787条第1項第2号の規定に基づき、新株予約権買取請求権を行使される新株予約権者様は、本吸収分割の効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日（2026年11月15日）までの間に、当社に対して書面により、その旨、買取請求者（新株予約権者様）の氏名又は名称、住所、ご連絡先の電話番号、買取請求に係る新株予約権の内容および数をご通知ください。
3. 本吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から2026年10月29日までに申し出てください。
4. 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
当社
金融商品取引法による有価証券報告書提出済
株式会社アンビスホールディングス西日本
確定した事業年度はありません。

以上